

7月9日(月)より

住民基本台帳法が

変わります

II外国人住民も住民基本  
台帳法の適用対象となりますII

◆住民基本台帳カードの継続利用が可能となります

7月9日(月)からほかの市区町へ住所変更をしても、転出先の市区町村で引き続き住民基本台帳カードが利用できるようになります。

◆外国人住民の方も住民基本台帳法の適用対象となります

外国人の方にも、日本人と同様に「住民票の写し」を発行します。

日本人と外国人との混合世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写しなどを発行します。

「外国人登録証明書」が廃止となり「在留カード」または「特別永住者証明書」を交付します。なお、現在お持ちの外国人登録証明書は7月9日(月)以降も一定期間有効です。

◆外国人住民の住所変更の手続の方法が変わります

7月9日(月)以降、高浜市からほかの市区町村へ住所変更する場合、高浜市にて転出届をして「転出証明書」の交付を受ける必要があります。

転出先の市区町村に「転出証明書」と「在留カード」または「特別永住者証明書」(外国人登録証明書)を添えて住所変更の手続をしてください。

出国する場合も転出届が必要です。続柄変更をする場合、続柄の分かれる資料が必要な場合があります。

お手元に届かない方は、市民窓口グループまで連絡してください。

5月7日付で、外国人登録情報をお手元に届けられた場合は、市民窓口グループまで連絡してください。

5月7日付で、外国人登録情報をお手元に届かない方は、市民窓口グループまで連絡してください。

5月7日付で、外国人登録情報をお手元に届けられた場合は、市民窓口グループまで連絡してください。

5月7日付で、外国人登録情報をお手元に届かない方は、市民窓口グループまで連絡してください。

5月7日付で、外国人登録情報をお手元に届けられた場合は、市民窓口グループまで連絡してください。

訂正

6月15日号広報(14ページ「まちの話題」)に掲載した南部まちづくり協議会の支援物資の提供先に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。(誤)岩手県石巻市 → (正)宮城県石巻市



218)

問合せ先  
国民窓口グループ  
☎ 022-1111 (内線214)



# 学校通信

②高浜小学校 地域の皆さんの支援に感謝

高浜小学校では、生活科や総合学習を中心とした授業、読み聞かせ、登下校の見守り、PTA夏冬のイベントなど多くの場面で、保護者や地域の皆さんのが子どもたちのために支援をしてくださっています。今回は、図書館ボランティア「みらくる」さんの活動を紹介します。

高浜小の1日は、毎朝10分間の読書タイムで始まります。いつもは自分が選んだ本を読みますが、木曜日はほぼ全学級でみらくるさんが読み聞かせをしてくださいます。低学年は、みらくるさんの近くで体操座りをしてじっと聞き

いっています。読み聞かせのほかにも、図書室壁面の飾り付けや本の修繕、紙芝居、通信の発行などを熱心に行ってください。学校にとって本当にありがたい存在です。現在の会員は25人程ですが、いつも全学級へ入れるように、新メンバーも募集しています。保護者だけでなく、お子さんが小学校を卒業された方やおじいちゃん、おばあちゃんも大歓迎です。ぜひ参加をお願いします。

もう一つお願いがあります。高浜小は敷地が広く環境整備には人手がいる、特に除草作業や樹木の剪定など職員作業だけではなかなか追いつかないのが現状です。協力していただける方がみえましたらぜひご連絡ください。

(校長:鳥居優子)

## 問合せ先

教育委員会学校経営グループ	☎ 52-1111
高浜小学校	☎ 53-0044
吉浜小学校	☎ 53-0174
高取小学校	☎ 53-0342
港小学校	☎ 52-2031
翼小学校	☎ 54-2831